

新町建設計画(改訂版)

話 和 輪
WA! WA! WA!

はつらつのびる 交流新都

みやき町

平成25年(2013年) 3月 6日改正

平成27年(2015年) 3月 9日改正

平成31年(2019年) 3月 4日改正

目 次

I 序論	1
1. 合併の必要性	2
2. 合併の効果	5
3. 新町建設計画策定の方針	6
II 佐賀東部3町の現状	2
1. 位置・地勢	8
2. これまでの合併の流れ	8
3. 人口	8
4. 土地利用	9
5. 交通環境	9
6. 生活環境	10
7. 産業	10
8. 健康・福祉	11
9. 教育・文化	11
10. 広域行政の状況	12
III 新町建設の基本方針	13
1. 新町の将来像	14
2. 新町の基本目標	15
3. 計画の体系図	16
4. 新しいまちのすがた	17

1	生活基盤を充実します	
(1)	計画的な土地利用	24
(2)	交通網の整備	24
(3)	情報通信体制の充実	25
(4)	生活環境の整備	25
2	活力のあるまちをつくります	
(1)	農業の振興	28
(2)	商工業の振興	29
(3)	観光の振興	29
(4)	行財政運営の効率化	30
3	安心して暮らせるまちをつくります	
(1)	社会福祉の充実	32
(2)	保健医療の充実	33
(3)	防災・交通安全の充実	33
4	人がいきいきしたまちをつくります	
(1)	学校教育の充実	35
(2)	生涯学習の推進	36
(3)	スポーツ・文化の振興	36
5	住民がすすんでまちづくりをします	
(1)	住民参画の推進	38
(2)	交流活動の推進	39
6	豊かな自然と文化をまもります	
(1)	自然環境の保全・活用	40
(2)	歴史・文化の継承	41

I 序論

I 序 論

1. 合併の必要性

市町村は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、これまでも教育、社会福祉、消防など住民に密着したサービスの提供や地域の特色を生かしたまちづくりなど、重要な役割を果たしてきたところです。そのほとんどが「明治の大合併」、「昭和の大合併」を経て形成されており、その時代の社会経済情勢に応じて規模を拡大してきました。このように、市町村の枠組みは、時代の要請に応じて見直していくことが求められています。

今日、かつてない少子・高齢社会の到来、地方分権の推進、国際化や地域間交流の進展、日常生活圏の拡大などにより住民ニーズは多様化・高度化しています。さらに、国・地方における厳しい財政状況の中では、住民サービスの維持・向上は困難な状況にあります。

市町村合併は、地域の一体的な整備、市町村の行財政基盤の強化をはじめ、社会福祉など住民に身近な行政サービスの充実を図るとともに、将来にわたる地域の継続的な発展を確保するために、極めて有効な手段であるといえます。

このような状況は、佐賀東部3町においても同様で、以下のような必要性のもと、住民が地域に対する誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよいまちづくりの実現に向けて本計画を策定するものです。

(1) 地域の特性

佐賀東部3町は、地理的に、脊振山系と筑後川にはさまれた地域で、生活や文化、経済の面で同一の日常生活圏として強い結びつきがあり、農業を基幹産業として発展してきました。また、隣接する鳥栖市、久留米市、将来的には福岡都市圏、さらにはアジア地域との交流をも視野に入れた新たな展開が考えられる地域となっています。

将来の道州制など新たな枠組みも視野に入れながら、地理的優位性を生かし、豊かな生活環境を守り住民の誇れるまちづくりを行うため、規模の拡大と効率的な行財政運営を進める必要があります。

(2) 生活圏の拡大と住民ニーズの多様化・高度化

今日、都市化の進展、交通・情報通信網の拡大に伴い、人々の日常生活、経済活動の範囲は大きく広がっています。

佐賀東部3町においても、立地特性を生かした交通網の整備により、住民の通勤・通学、買い物などの日常生活やスポーツ・文化活動は、市町村の枠を越えて広がっています。このため行政においても従来の行政区域を越えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化・高度化を続け、現在、消防、ごみ処理、介護保険などは、広域で対応しています。今後は、道路や下水道（公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽）の整備など住民生活に直結したさまざまな分野においても、ますます広域的な取り組みが必要となっています。

(3) 地方分権の推進と人材の育成

地方分権一括法の施行を機に、いよいよ地方の時代を迎えています。個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、多様な住民ニーズや新しい時代の到来などに対応できるまちづくりを主体的に進めることが重要です。

このため、市町村は、自己決定・自己責任のもと政策を立案・説明し、施策を実施することが求められており、これらの能力の違いが、地域の行政サービスや活力の差に直接影響することになります。

さらに、さまざまな形で国や県からの権限の移譲が進んでおり、市町村の事務量や専門的な判断機会の増加に加え、新分野での事務の発生が考えられることから、地方分権に対する適切な受け皿づくりを早急に進めることが不可欠です。

こうしたことから、佐賀東部3町においても合併により、組織の見直しや専門的な人材の育成・確保を図り、分権時代にふさわしい体制を整備することが必要となります。

(4) 少子・高齢社会の到来に伴う社会構造の変化

わが国では、かつて経験したことのない本格的な少子・高齢社会が到来し、特に労働力人口が減少することにより、社会構造は大きな転換期を迎えています。

佐賀東部3町における高齢化比率は、平成12年国勢調査で20.6%と県平均20.4%、全国平均の17.3%より上回っています。

また、※1合計特殊出生率は平成14年人口動態統計で1.41と全国の1.32をやや上回るものの県の1.56を下回り、年々少子化が進行しています。

このような、急激な少子・高齢化の進行により、医療・福祉などに対する行政並びに住民の負担が増大するなど、さまざまな課題をもたらすこととなります。

これからは、ゆとりを持って子育てができ、お年寄りが安心して暮らせるよう、保健・福祉サービスを提供できる人的・財政的な基盤の整備が必要となります。

※1 合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に出産する平均的な子どもの数です。

(5) 財政の危機的状況

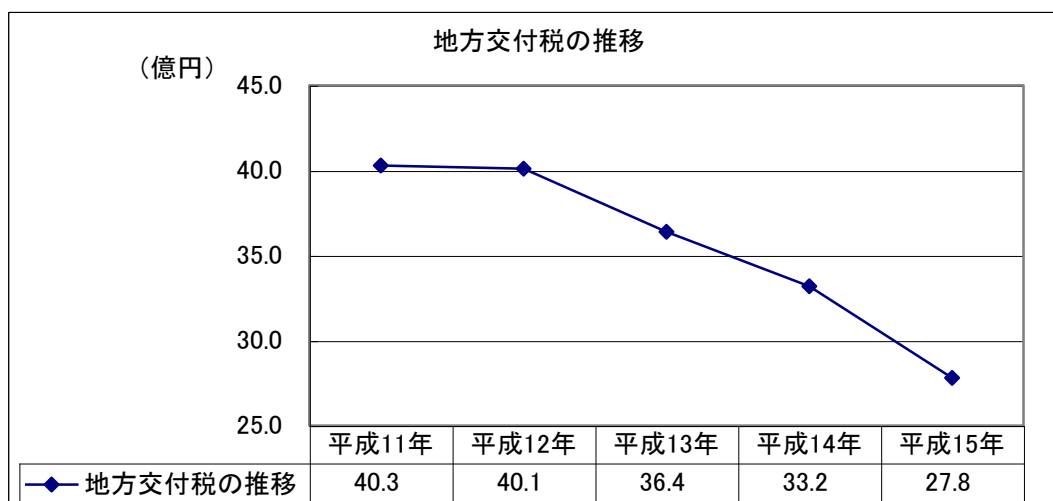
長引く景気低迷に伴い、国・地方を合わせた長期債務残高は、平成 15 年度末で約 695 兆円と厳しい状況にあります。また、将来的にも大幅な経済成長は見込めず、税の増収も期待できない状況にあります。

こうした中、国においては、地方交付税の見直しの方向が示されるなど、市町村は極めて厳しい財政運営を強いられています。

また、佐賀東部 3 町の財政状況は、歳入面では、財源の約 3 割を占める地方交付税が平成 15 年度では、対前年比 16.0%減（5.3 億円減）の 27.8 億円と大きく落ち込む一方、歳出面では地方債現在高が年々増加傾向（平成 15 年度末 106 億円）にあり、今後も負担が増加するなど極めて厳しい状況となっています。

このことから、限られた財源の中で住民サービスを維持・向上させていくために、管理経費の削減や人件費の抑制など効率的な運営を図り、財政基盤を強化する必要があります。

※1 合計特殊出生率とは、1 人の女性が生涯に出産する平均的な子どもの数です。



(資料：平成 11～14 年度 地方財政状況調査、平成 15 年度 各町総務課)

2. 合併の効果

(1) 合併による効率的なまちづくり

3町の地域特性を生かしたバランスのとれた土地利用を進め、道路・下水道・保健医療・福祉サービスなどの生活環境の整備や産業・観光の振興などを一体的、効率的に展開することで、魅力あるまちづくりが可能となります。

(2) 住民の利便性の向上

合併により行政サービスを提供できる範囲が拡大し、居住地や勤務先の近くなどで住民票・印鑑証明・税証明交付などのサービスが利用可能になります。

また、これまで利用が制限されていた保育所、スポーツ施設、図書館など公共施設の利用の幅が広がります。

(3) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

多様化する住民ニーズに対応するため、これまで個々に展開していた行政サービスを一元化することで、充実したサービスが可能になります。

また、これまで十分な確保ができなかった専門職や専任職員の育成・確保を図ることで、高度なサービスを提供することができます。

(4) 行財政の効率化

これまでの各町の行政サービスや組織機構、職員数、さらには、事務事業の効率的な執行により、行財政の健全化を図ることができます。

(5) 財政支援

地方交付税の削減などにより、3町の財政状況は極めて厳しく、現在の行政サービスの維持・継続が困難な状況になっています。

合併による国・県の財政支援策を有効に活用することで、合併後の新しいまちづくりを効率的に行うことが可能となります。

3. 新町建設計画策定の方針

本計画は、佐賀東部合併協議会が策定するものであり、中原町・北茂安町・三根町の合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、3町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

また、本計画は、健全な財政運営の視点のもと、国・県・各町の計画と整合性を図り、新町の進むべき基本的な方向性を明らかにするとともに、地域全体が一体となって合併後の新町のまちづくりを進めるための指針とするものです。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新町において作成する総合計画にゆだねるものとしています。

(1) 計画の構成

本計画は新町を建設していくための基本方針とそれを実現するための施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画で構成します。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、合併後おおむね20年程度の期間について定めます。

Ⅱ 佐賀東部3町の現状

Ⅱ. 佐賀東部3町の現状

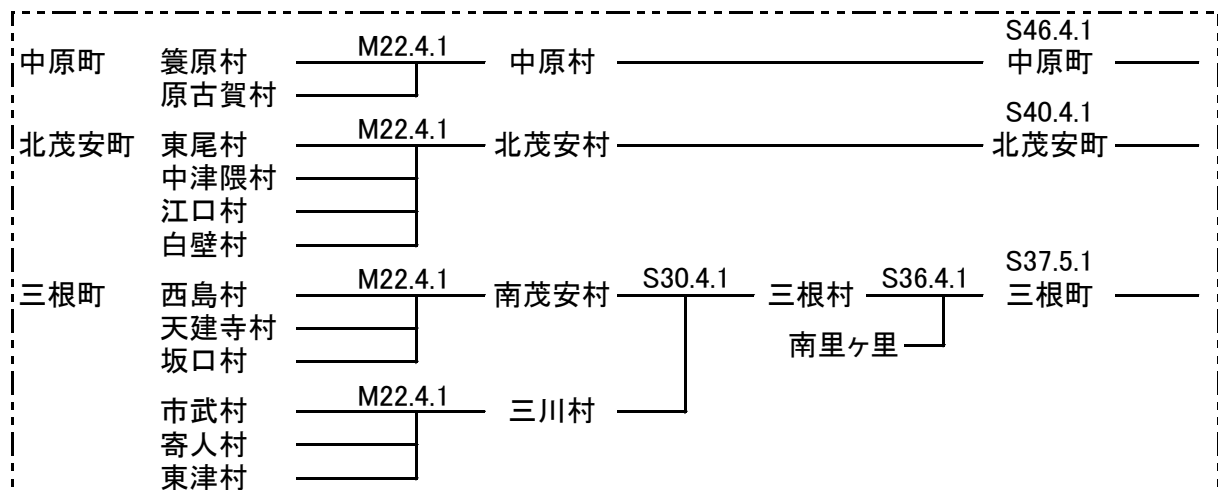
1. 位置・地勢

佐賀東部3町は、北部九州の中央部に位置し、脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが、なだらかな丘陵地帯と田園地帯を流れて筑後川に注ぎ平野部を形成しています。

本地域は、筑紫平野の穀倉地帯の一部として重要な役割を担っており、人々が住みやすい環境に恵まれた地域で、佐賀県東部の中核都市鳥栖市や福岡県久留米市に隣接していることもあり、近年は良好な自然環境を生かした生活圏としても注目されています。

2. これまでの合併の流れ

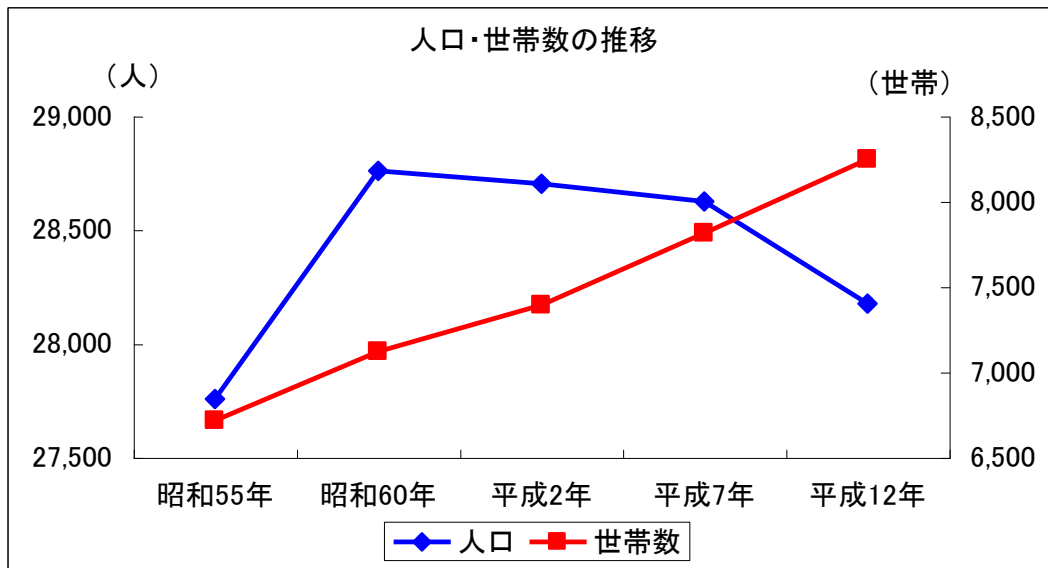
これまで、中原町、北茂安町、三根町の3町は、明治や昭和の大合併を経て、現在の行政区域となっています。



3. 人口

佐賀東部3町の人口は、平成12年28,176人で、佐賀県総人口の3.2%となっていますが、昭和60年をピークに減少傾向となっています。世帯数については平成12年8,248世帯で増加傾向にあります。

また、年齢別では、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は20.6%と、県平均20.4%とほぼ同率となっていますが、全国平均17.3%に比べ、高齢化が進んでいる地域となっています。



(資料：国勢調査)

4. 土地利用

佐賀東部3町の総面積は、51.89k m²となっており、土地利用形態は、「田」が41.9%と最も高く、続いて「山林・原野」22.7%、「宅地」12.4%、「畑」5.9%、の順となっています。また、「その他」は12.4%となっています。

平成16年度

	田	畑	宅地	池沼	山林・原野	雑種地	その他	計
土地利用状況	41.9%	5.9%	12.4%	0.3%	22.7%	4.4%	12.4%	100.0%

(資料：平成16年度固定資産概要調書)

5. 交通環境

佐賀東部3町は県の中核都市鳥栖市や福岡県の久留米市に隣接し、鉄道はJR長崎本線の中原駅があるほか、住民は鳥栖駅、久留米駅なども利用しています。

本地域から車で30分圏内には高速道路のインターチェンジが5箇所あり、広域交流の利便性が高くなっています。国道は北部に国道34号、南部に国道264号が東西に平行して走っているほか、主要地方道路が域内を走り交流機能を持っています。

6. 生活環境

佐賀東部3町の生活環境面における基盤整備の状況で、上水道は、佐賀東部水道企業団により給水されており、普及率は平成15年度で82.5%となっています。

現在整備中の下水道（公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽）の普及率は、平成15年度で33.0%となっています。

また、ごみ処理の状況は、廃棄物の適正処理、ごみの分別収集などに取り組み、平成16年度より新しい広域ごみ処理施設も運用を開始しています。

さらに、水質の浄化や河川を含めた自然環境の保全については、住民と行政による河川清掃などさまざまな活動が行われています。

また、山間地やクリーク、河川敷などは地域住民の憩いの場として活用されています。

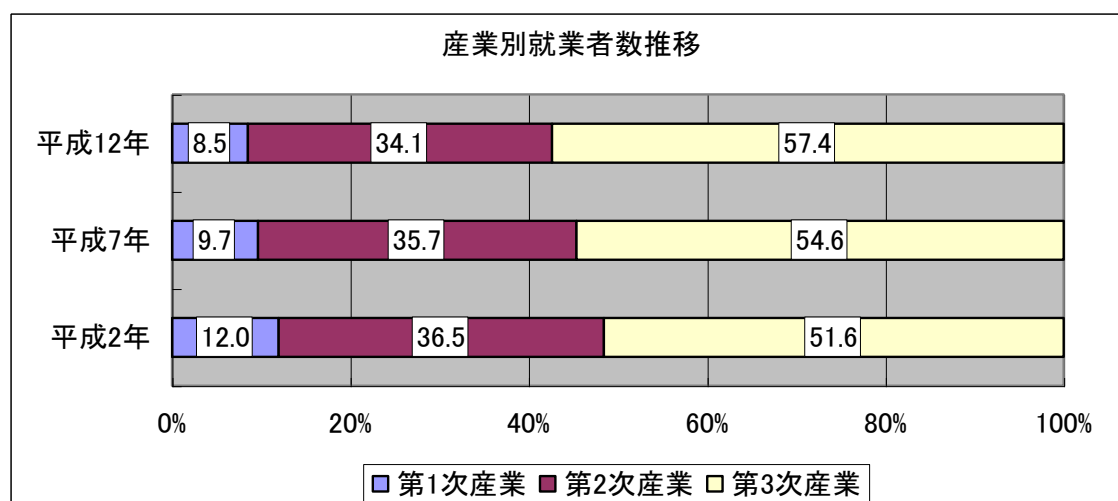
7. 産業

佐賀東部3町の就業構造は、平成12年で第1次産業8.5%、第2次産業34.1%、第3次産業57.4%と、県内でも2次産業の割合が比較的高い地域です。

産業別では、農業は従事者人口の減少や高齢化の傾向があるものの、農地の集約化や近代化などが進んでいます。

工業は、事業所数102事業所、製造品出荷額等611億円であり、商業は、商店数271店舗、年間商品販売額229億円となっています。

また、流出・流入人口は、鳥栖市、佐賀市、久留米市への流出が多くなっています。

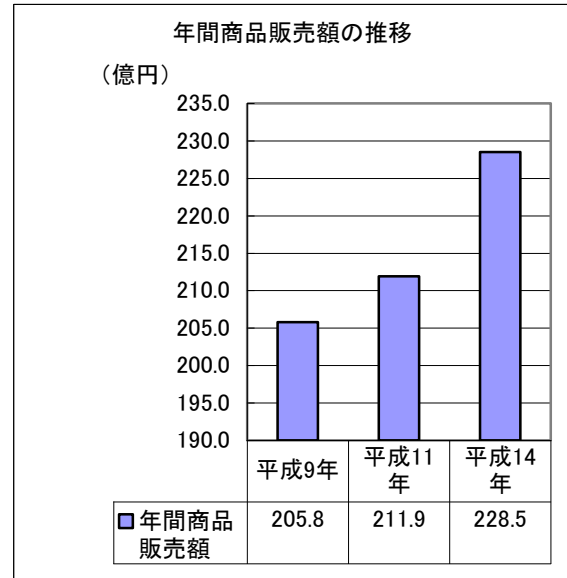
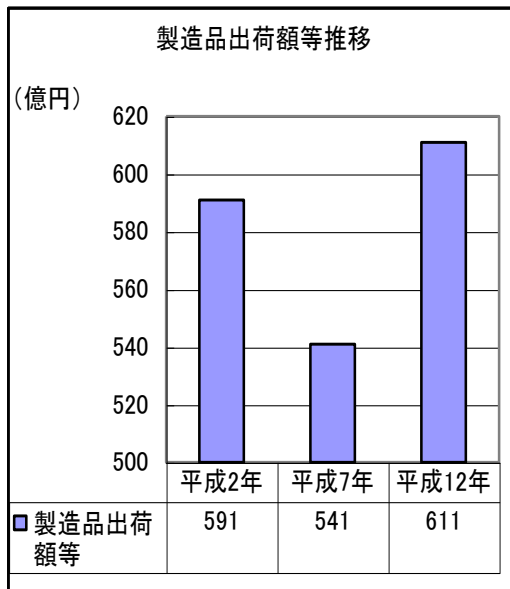


(資料：国勢調査)

※ 第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業不動産業、サービス業、公務



(資料：工業統計・商業統計)

8. 健康・福祉

佐賀東部3町は保健センターなどを核とし、健康診断をはじめ、生活習慣病対策など、健康づくりに取り組んでいます。

本地域内の医療機関数は平成14年現在26カ所あり、併せて久留米市などとの広域的な連携も図られています。

また、保健福祉の中で、一部事務組合により介護保険事業に取り組んでいます。

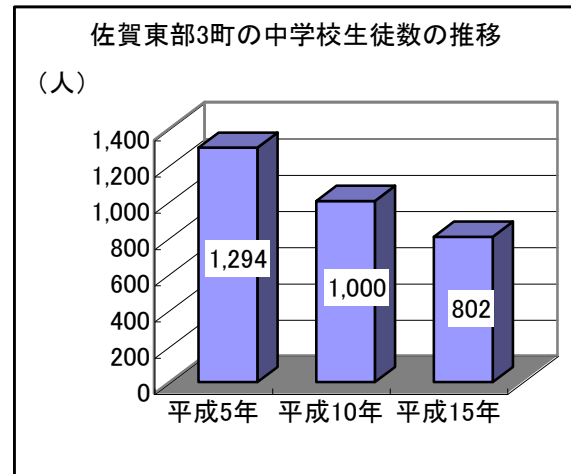
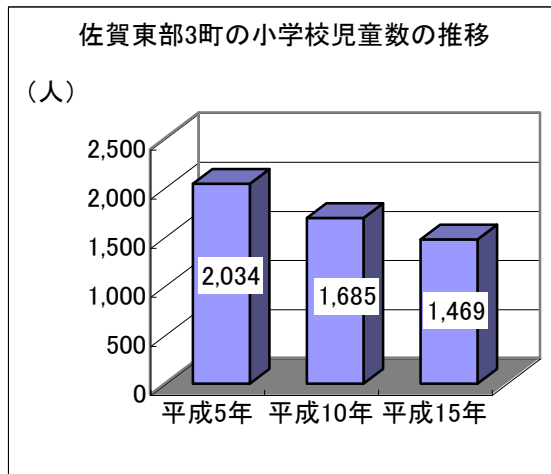
9. 教育・文化

佐賀東部3町の児童・生徒数は、少子化の進行により、減少傾向にあり、平成15年5月現在、小学校4校1,469人、中学校3校802人となっています。

生涯学習については、余暇の増加や生活様式の多様化により子どもからお年寄りまで、学習に対するニーズが高まっています。このため、公民館などでは、さまざまな講座が開設されているほか、サークル・団体などの活動拠点となっています。

また、公共スポーツ施設は、総合運動施設、体育館、テニスコート、ゲートボール場、プールなどが設置され、住民のスポーツ活動に利用されています。

さらに本地域は、貴重な歴史・文化遺産が点在し、文化財の研究や歴史学習などに役立っています。



(資料:学校基本調査)

10. 広域行政の状況

佐賀東部3町は、常備消防をはじめ、上・下水道、ごみ処理、し尿処理、葬祭、電算、介護保険など、さまざまな事業分野で広域行政に取り組んでいます。

主な一部事務組合の状況

上水道	佐賀東部水道企業団
消防	鳥栖・三養基地区消防事務組合
ごみ処理	鳥栖・三養基西部環境施設組合
し尿処理	三神地区環境事務組合
葬祭	三養基西部葬祭組合
電算	鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険	鳥栖地区広域市町村圏組合

Ⅲ 新町建設の基本方針

Ⅲ 新町建設の基本方針

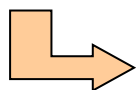
1. 新町の将来像



中原町、北茂安町、三根町の合併により誕生する新しいまちが、

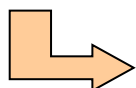
- **話** は、みんなで話し合い、
- **和** は、みんなの心を通わせ、
- **輪** は、みんなの気持ちをつなぐ ことをイメージしています。

『はつらつのびる』とは、



WA！WA！WA！の合言葉とともに、誰もが気持ちをひとつにしてはつらつと元気いっぱい未来に向かうことをあらわしています。

『交流新都』とは、



人・モノ・情報が交流する新しいまちをあらわしています。

将来像の実現に向け、次の6項目を分野ごとの目標として位置づけます。

- 生活基盤を充実します
- 活力のあるまちをつくります
- 安心して暮らせるまちをつくります
- 人がいきいきしたまちをつくります
- 住民がすすんでまちづくりをします
- 豊かな自然と文化をまもります

2. 新町の基本目標

(1) 生活基盤を充実します

自然や緑に親しめる、快適で良好な生活環境づくりが大切です。

それぞれの地域の特性を生かしつつ、生活圏の拡大に対応した広域的な交通網・情報通信体制の充実を図るとともに、計画的な土地利用を推進し、生活基盤の充実に努めます。

(2) 活力のあるまちをつくります

地域の活性化を進める上で、産業の育成や積極的な人づくりが大切です。

農林業、商工業、観光の振興のため、地域産業の連携や新しい産業の誘致などを進め、雇用創出を図り、地域の活性化をめざします。

また、行政においては、行政改革を進め、事務の合理化・効率化を図ります。

(3) 安心して暮らせるまちをつくります

子どもからお年寄りまで、誰もが健康で安心・安全な生活を送ることのできる地域づくりが大切です。

地域で支えあう体制づくりに取り組み、社会福祉や保健医療制度を充実するとともに、安全対策を推進することで、住民が安心して暮らせるまちをめざします。

(4) 人がいきいきしたまちをつくります

誰もが、「いつでも」「どこでも」気軽に学習やスポーツのできる環境づくりが大切です。

学校教育の充実を図り、知識や心の豊かさをはぐくむとともに、生涯学習・生涯スポーツを推進し、住民がいつまでも元気でいきいきしたまちをつくります。

(5) 住民がすすんでまちづくりをします

これからは、住民と行政が一体となったまちをつくるのが大切です。

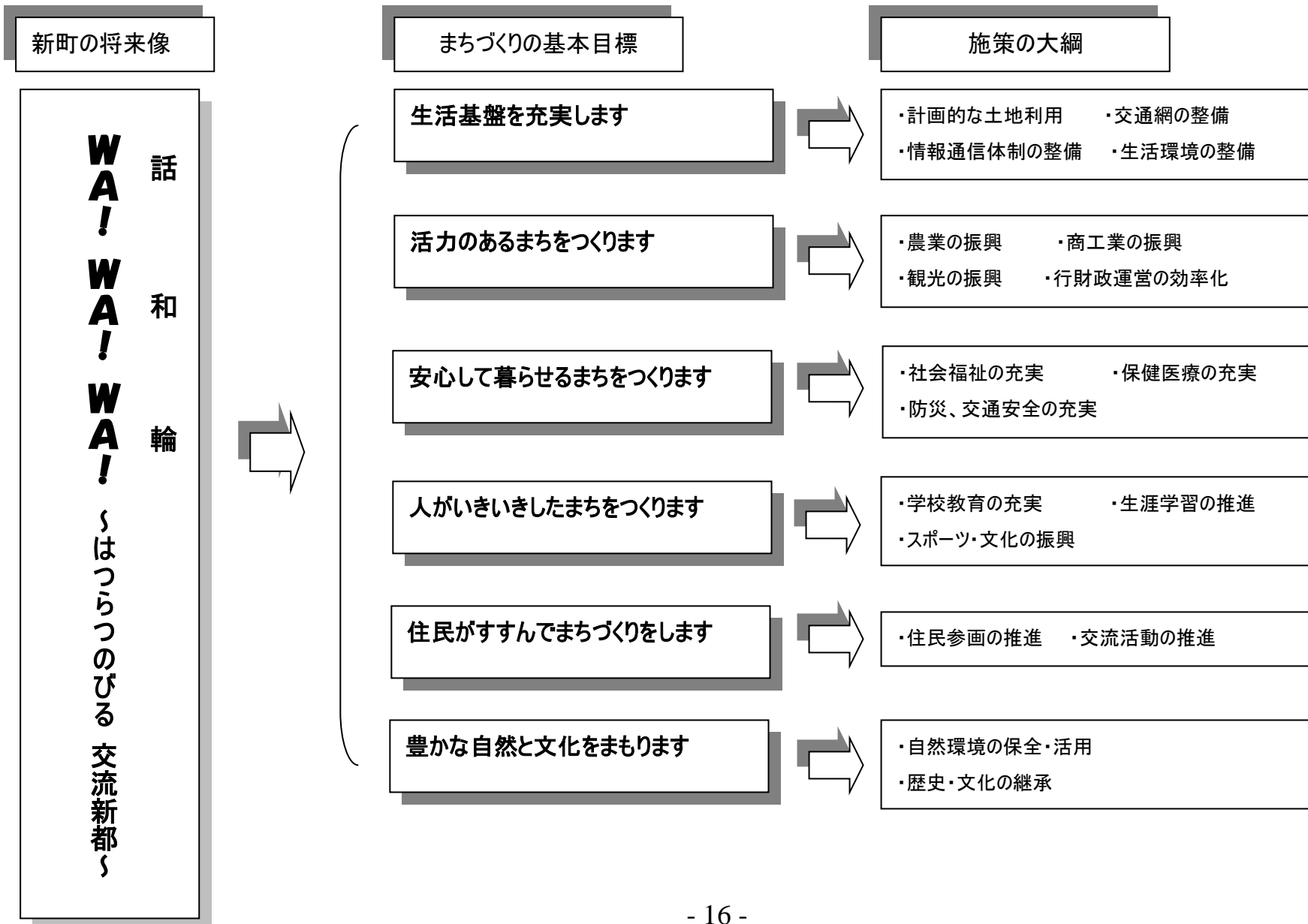
住民への情報提供やコミュニティ活動への支援、地域内外との交流を推進することで住民主役のまちづくりを進めます。

(6) 豊かな自然と文化をまもります

脊振山系から筑後川にいたる豊かな自然や文化遺産を保存し、次世代に残していくことが大切です。

環境保護意識を高め、住民誰もが環境保全活動に参加できる社会を確立するとともに、文化財の保護と継承のための人づくりに努めます。

3. 計画の体系図



4 新しいまちのすがた

(1)人口の見通し

主要指標の見通しは、合併後おおむね 10 年後の平成 27 年までの推計を行っています。

人口・世帯数

平成 27 年における総人口は^{※1}コーホート法により約 26,500 人になると推計され、平成 12 年国勢調査時と比較すると約 1,600 人減少することが予想されます。

しかし、生活環境整備や道路整備などによる優良宅地の整備、地域内既存産業の振興、企業誘致による新たな産業の創出と雇用の確保など施策の展開により、平成 27 年の目標人口を 28,500 人と計画します。

平成 27 年における年齢 3 区分別の人口は、年少人口(0～14 歳)約 3,300 人(11.5%)、生産年齢人口(15～64 歳)約 16,100 人(56.5%)、高齢人口(65 歳以上)約 9,100 人(32.0%)と想定します。

また、平成 27 年における世帯数は、約 9,000^{※2}世帯と推計され、増加傾向にあるものの、1 世帯当たりの人員は年々減少して、平成 27 年は 3.16 人と推計されます。

就業人口

平成 27 年における総就業人口は、高齢化の進展により、減少傾向となることが予想されますが、雇用機会の充実などにより 12,300 人と想定します。

また、^{※3}産業別就業人口は、第 1 次産業が減少し、第 3 次産業に比重が移っていくものと考えられます。

※1 コーホート法とは、男女別 5 歳階級ごとのグループ人口に、そのグループの変化率(生残率、社会移動率、出生率、出生性比)を乗じて 5 年後の人口を推計するものです。

※2 世帯数の推計は平成 2 年～平成 12 年の「1 世帯当たりの人員数」の推移をもとに推計し、その推計数で人口を除いたものです。

※3 産業別就業人口 : 第 1 次産業: 農林漁業

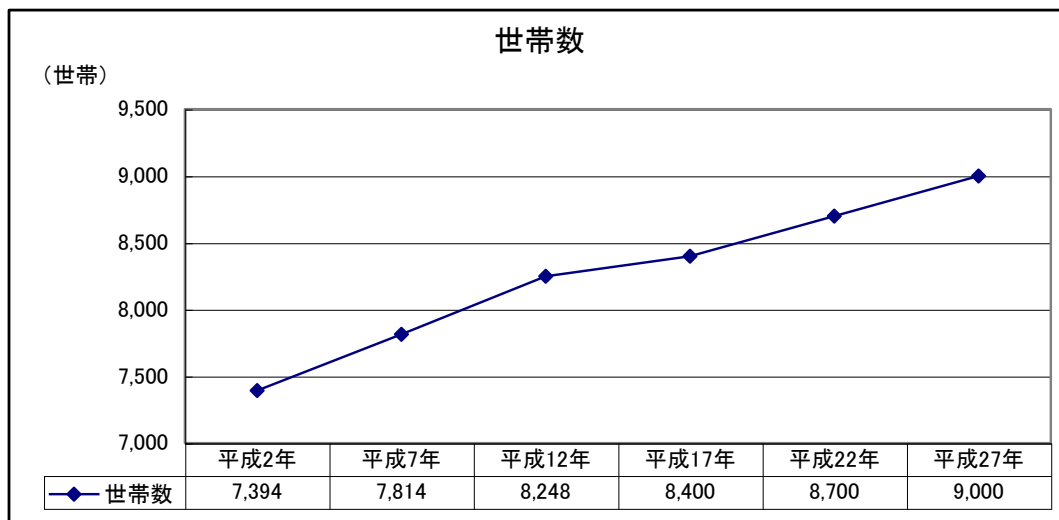
第 2 次産業: 鉱業、建設業、製造業

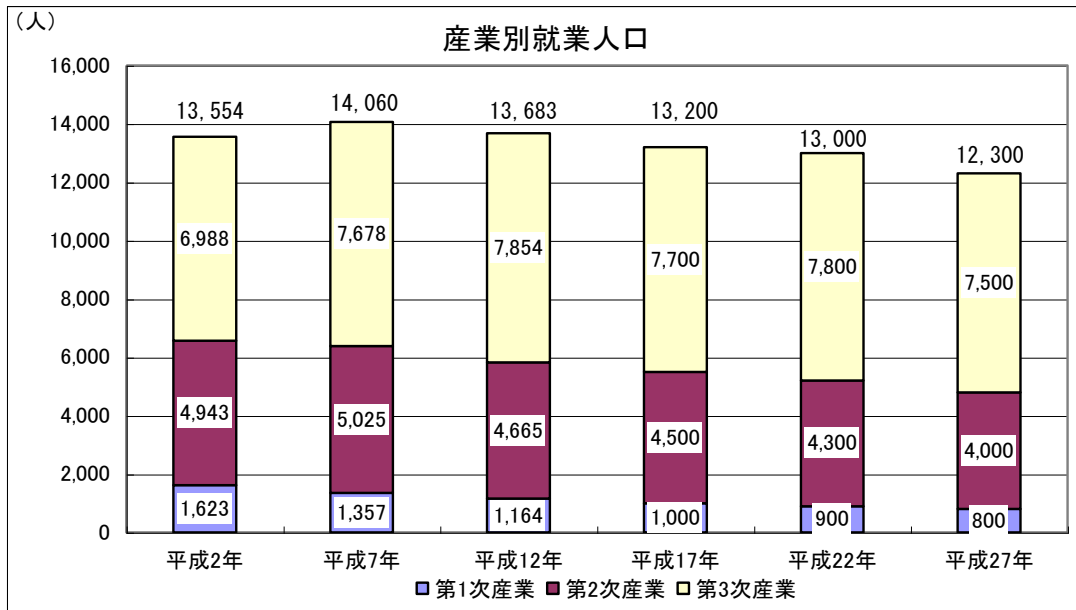
第 3 次産業: 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

人口の推計

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	推計人口	28,702	28,625	28,176	27,818	27,289	26,558
	目標人口	28,702	28,625	28,176	27,800	28,300	28,500
年少人口	推計人口	5,314	4,444	3,918	3,651	3,414	3,057
	構成比	18.5%	15.5%	13.9%	13.1%	12.5%	11.5%
	目標人口	5,314	4,444	3,918	3,700	3,500	3,300
	構成比	18.5%	15.5%	13.9%	13.3%	12.4%	11.6%
生産年齢人口	推計人口	19,077	19,107	18,454	17,555	16,469	14,990
	構成比	66.5%	66.7%	65.5%	63.1%	60.4%	56.4%
	目標人口	19,077	19,107	18,454	17,500	17,100	16,100
	構成比	66.5%	66.7%	65.5%	62.9%	60.4%	56.5%
高齢人口	推計人口	4,311	5,074	5,804	6,612	7,406	8,511
	構成比	15.0%	17.7%	20.6%	23.8%	27.1%	32.0%
	目標人口	4,311	5,074	5,804	6,600	7,700	9,100
	構成比	15.0%	17.7%	20.6%	23.7%	27.2%	31.9%

資料：平成2～12年 国勢調査
 平成17～27年 推計値
 年少人口：0歳～14歳
 生産年齢人口：15歳～64歳
 高齢人口：65歳以上





資料：平成2～12年 国勢調査
平成17～27年 推計値

第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

(2) 新しいまちのイメージ

新町の将来像の実現に向けて、それぞれの地域の特性を生かし、隣接する鳥栖市、久留米市との交流を深めるとともに、将来的には福岡都市圏、さらにはアジア地域との交流をも視野に入れたまちづくりに向け、以下のようなイメージを示します。

ゾーンごとのイメージ

北部ゾーン

脊振山系や丘陵部の豊かな自然、鉄道、国・県道が横断する地理的優位性と医療・福祉・教育機関の集積する現況を生かし、各種産業の振興と住民が安心して暮らせる居住空間の創出をイメージします。

南部ゾーン

筑後川の満々たる流れのもと、緑豊かな田園風景を保ち、住と生産が調和した定住化の促進を図るとともに、交通環境の整備などにより、田園と新たな産業が調和した活力とうるおいのある空間の創出をイメージします。

地域ネットワーク

北部、南部の2つのゾーンに加え、地域ネットワークを設定し、**WA!WA!WA!**^{話 和 輪}の合言葉とともに、それぞれの地域、ひいては新町全体が活力と魅力に満ちたまちとなることをイメージします。

交流軸のイメージ

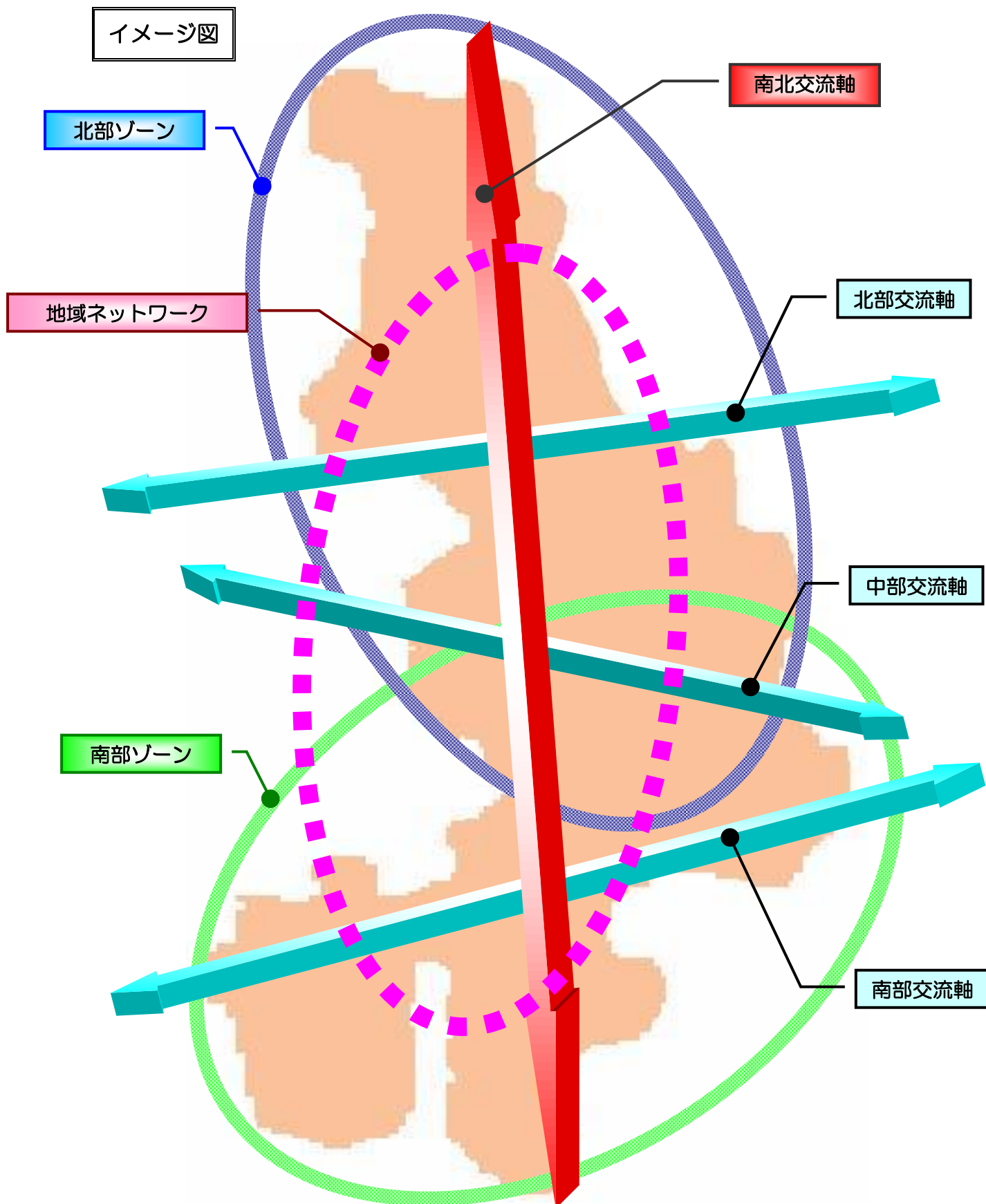
南北交流軸

新しいまちをひとつに結ぶ軸として、人・モノ・情報の交流・連携をイメージしたものです。さらに、北方向では福岡都市圏との交流、南方向では筑後方面との交流をイメージしています。

東西交流軸

東西交流軸（北部・中部・南部）は、道路・鉄道などの交通網を活用した他の市町村との広域的な交流を促進する軸として設定します。

この軸の設定により、東方向では、九州新幹線鹿児島ルート新駅（鳥栖・久留米）をはじめとする鳥栖・久留米市方面へのアクセス、西方向では、佐賀市方面、さらには、佐賀空港方面へのアクセスなど、東西の交流を充実することで、各地域と連携した発展が期待されます。

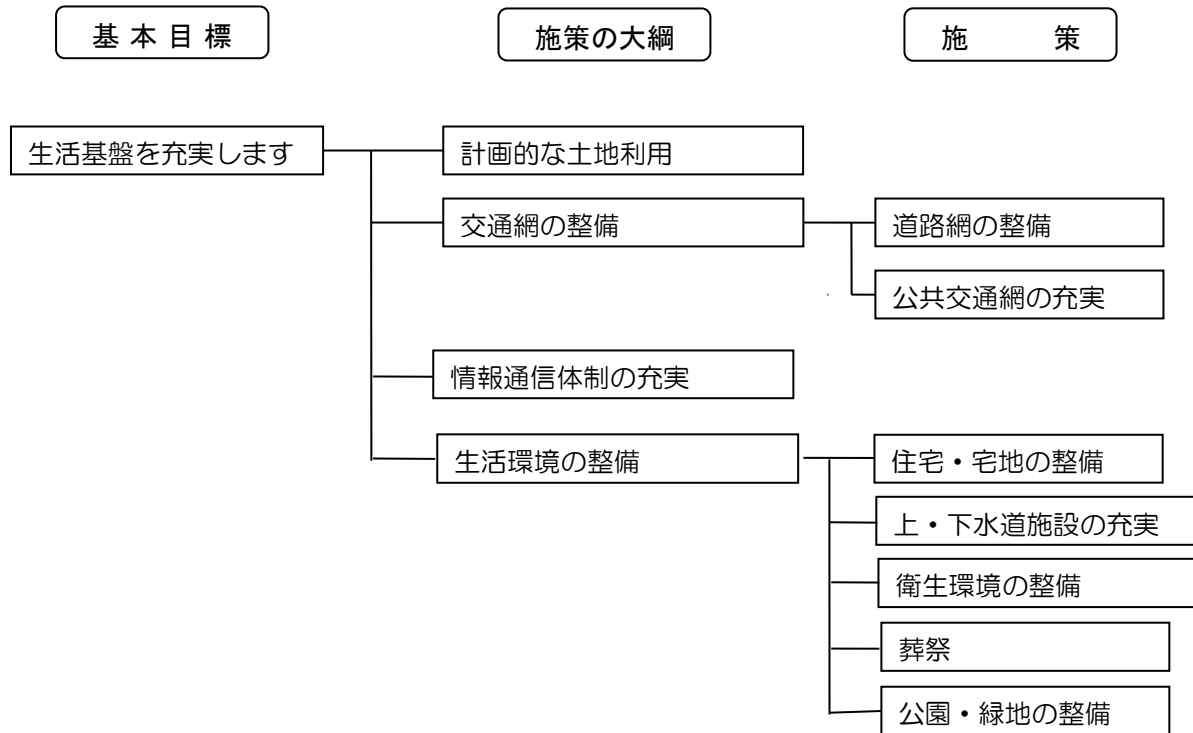


IV 新町の施策

IV 新町の施策

基本目標

生活基盤を充実します



施策の大綱

(1) 計画的な土地利用

地域の自然を生かし、環境とバランスのとれた生活基盤整備を進めることが求められています。

それぞれの地域特性を最大限に生かし、一体的な発展に向けた計画的・効率的な土地利用の推進に努めます。

(2) 交通網の整備

人々の日常生活圏が拡大するなか、生活基盤を整備するうえで交通網のさらなる充実・利便性の向上が求められています。

高速道路や空港の利活用、さらには九州新幹線の整備などを見据え、これに連動した広域的な生活や経済活動に密着した、人やモノの交流を促進する地域交通網の整備に努めます。

①道路網の整備

佐賀空港や整備中の九州新幹線鹿児島ルート新駅（鳥栖・久留米）へのアクセス道路や新町を縦断する幹線道路の整備については、流通機能の効率化、地域経済の活性化に向け、国・県に対してその実現を積極的に要請していきます。

また、町道などの生活に密着した道路については、住民の利便性向上と新町の一体性確保に向け、関係機関との調整を図りながら地域の実情に沿った整備に努めます。

②公共交通網の充実

利用者の利便性向上を図るため、バスにおいては、新規路線の運行と既存路線の維持確保、鉄道においては、有効に利用できるダイヤ編成を関係機関に要請していきます。

施策の大綱

（３）情報通信体制の充実

インターネットや携帯電話などの急激な発展は、行政、企業、住民生活に大きな変革をもたらし、今後一層の情報通信体制の整備が求められています。

各公共施設間のネットワークの構築などにより、住民生活に関係の深い情報をはじめさまざまな行政情報を提供、収集できる体制の充実に努めます。

施策の大綱

（４）生活環境の整備

少子・高齢社会の到来や環境問題への住民意識の高まりなど、多様化する住民ニーズに対応する生活環境づくりが求められています。

お年寄りや障害のある人をはじめ、すべての住民が快適に暮らせる、自然との調和や景観にも配慮した魅力ある生活環境づくりに努めます。

また、上・下水道などの整備を推進するとともに、住民・企業・行政が連携した資源循環型社会の実現と快適な環境づくりに努めます。

①住宅・宅地の整備

住宅の整備については、公営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、^{※1}PFIや^{※2}特定優良賃貸住宅など民間活力を誘導します。

また、民間の宅地開発については、適切な指導・誘導を行い、良好な居住環境が保たれるよう計画的な土地利用を推進します。

※1 「PFI(Private Finance Initiative)」とは、民間の資金や経営ノウハウを活用して、社会資本を整備し、公共事業を効率化する手法です。

※2 「特定優良賃貸住宅」とは、民間土地所有者又は住宅供給公社が、法律に基づき、住宅金融公庫、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）等から融資を受けて中間所得者向けに建設した優良な賃貸住宅で、所得が一定の範囲内で住宅に困っている方に供給するものです。

②上・下水道施設の充実

上水道については、良質な水道水の安定供給を図るため、佐賀東部水道企業団と連携し、水道施設の整備促進・水質管理体制の強化及び施設管理の効率化に努めます。

下水道については、快適な生活環境づくりに向け、^{※1}汚水処理整備構想を基本に、地域の実情に応じた下水道整備を推進します。

③衛生環境の整備

ごみの減量化、資源ごみの分別収集、廃棄物不法投棄対策などを住民・企業・行政が連携して推進します。

また、ごみ・し尿処理施設の適正な点検整備を実施し、処理能力の安定化と施設の適正な維持管理に努めます。

④葬 祭

周辺環境に配慮し、尊厳と品位ある施設とするため、施設の適正な維持管理に努めます。

⑤公園・緑地の整備

住民の憩いの場となる快適な空間づくりを推進するとともに、周辺の景観と調和した緑化に努めます。

※1 「汚水処理整備構想」とは、市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域について、汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施していくために、県と市町村が協力して策定したものです。

○施策ごとの事業例

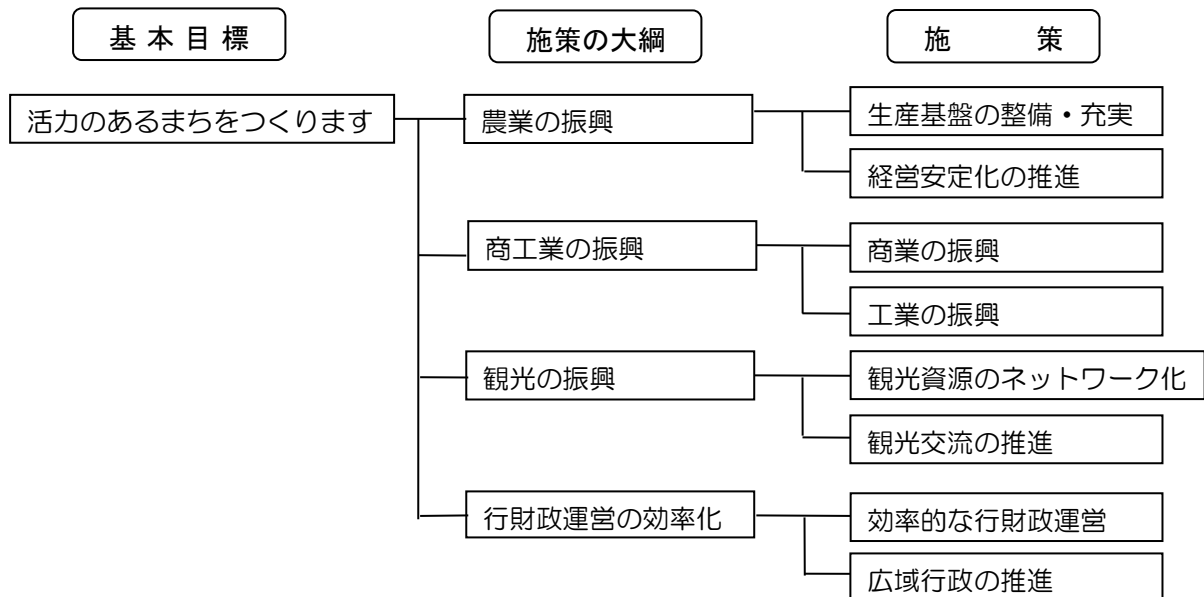
施策の大綱	施策	主要事業例
計画的な土地利用		国土利用計画の策定
		市町村都市計画マスタープランの策定
		農業振興地域整備計画の策定
交通網の整備	道路網の整備	町道改良事業
情報通信体制の充実		行政間情報通信網の整備
生活環境の整備	住宅・宅地の整備	住宅マスタープランの策定
		公営住宅の改修・改善事業
		計画的な宅地開発の誘導
	上・下水道施設の充実	給水普及率の向上
		公共下水道事業
		農業集落排水事業
		浄化槽設置整備事業
	衛生環境の整備	ごみの分別・リサイクル推進事業
		ごみ焼却施設の適正管理
		ごみ・し尿処理施設の効率的運営
	葬 祭	葬祭場の適正管理
	公園・緑地の整備	公園整備事業

○県への新規要望事業

施策の大綱	施策	主要事業例
交通網の整備	道路網の整備	中原～北茂安～三根線（仮称）道路整備事業
		筑後川堤防道路（仮称）整備事業
		広川橋（仮称）整備事業

基本目標

活力のあるまちをつくります



施策の大綱

(1) 農業の振興

本地域最大の基幹産業である農業を取り巻く環境の変化に対応した、豊かで活力ある農業の振興が求められています。

担い手農家を中心とした大規模経営をめざすとともに、地域特性を生かした都市近郊型農業の育成、市場拡大などにより、農産物の特産化、ブランド化を推進し、安定的な農業経営の確立に努めます。

さらに、生産基盤などの充実を図るとともに、秩序ある農地の有効利用に努めます。

①生産基盤の整備・充実

生産基盤については、国・県の補助事業及び県事業を引き続き実施し、農業施設の維持管理に努めるとともに、優良農地の保全に努めます。

②経営安定化の推進

農業の健全な発展を図っていくため、生産者・JAとの連携により作業の受委託や農地の流動化を促進し、担い手農家を中心とした大規模経営農家の育成を推進します。

また、トマト、イチゴ、アスパラガス、花きといった施設園芸作物については、地域特性を生かした都市近郊型農業の育成、流通経路の整備促進や生産地からの情報発信などによる市場拡大、品質向上による高付加価値型農業の推進などを生産者・JAと一体となり推進し、新町ブランドの形成を促進します。

施策の大綱

(2) 商工業の振興

雇用促進や地域経済活性化のため、商工業の振興が求められています。

商業は、魅力ある商店街の形成に向け、関係団体と連携し、経営安定化や活性化に努めます。

また、自然環境と調和した工業団地の開発を進め、企業誘致活動などを推進するとともに、地場産業の育成と異業種との交流を促進します。

①商業の振興

商工会などとの連携を図り、購買者に配慮した魅力ある商業展開を促進します。

また、新規店舗については、道路沿線などへ計画的に誘導し、新たな雇用の場の創出に努めます。

②工業の振興

雇用創出のため、高速道路や佐賀空港へのアクセスの利便性などの地理的優位性を生かし、企業誘致を積極的に推進します。

施策の大綱

(3) 観光の振興

恵まれた自然環境などを生かした、観光交流人口を増やすことによる地域の活性化が求められています。

既存観光資源の充実を図るとともに、各地域の特色ある文化・歴史などを生かしたイベントなどの実施により、新町のPR強化を推進し観光の振興に努めます。

①観光資源のネットワーク化

訪れる人だれもがリフレッシュできる環境づくりに向け、既存観光資源のネットワーク化を図り、観光情報を広く伝えることにより、その魅力向上に努めます。

②観光交流の推進

自然環境を親しむ体験農園、窯業をはじめとした地場産業などを生かしたイベントを創出し、地域内外へ広く情報発信することで観光交流を深めます。

施策の大綱

(4) 行財政運営の効率化

社会経済情勢の変化に的確に対応し、多様化・高度化する行政需要に応えていくため、計画的・効率的な行財政運営が求められています。

最小の経費で最大の効果をあげるため、事務事業の見直しをはじめとする行財政改革を積極的に推進するとともに、急激な社会変化にも対応できる組織づくりや人材の育成・確保に努めます。

①効率的な行財政運営

地方分権が進むなか、住民の意向や施策の効果を的確に把握し、事務処理のIT化や民間との※1協働などにより、時代の要請に対応した行政サービスの向上や事務事業・施設運営の効率化を推進するとともに、職員の適正配置や専門性の強化、資質の向上に努めます。

また、財政運営が厳しい状況にあることを認識し、自主財源の確保・事務の合理化により経費の節減に努めます。

②広域行政の推進

現在の広域行政については、引き続き広域圏において共同事務事業を実施し、適宜事務事業の見直しを図るとともに、新たな分野での広域連携の促進に努めます。

※1 「協働」とは、まちづくりなど共通の課題や目的のために、住民と行政などが協力して取り組むことを意味します。

○施策ごとの事業例

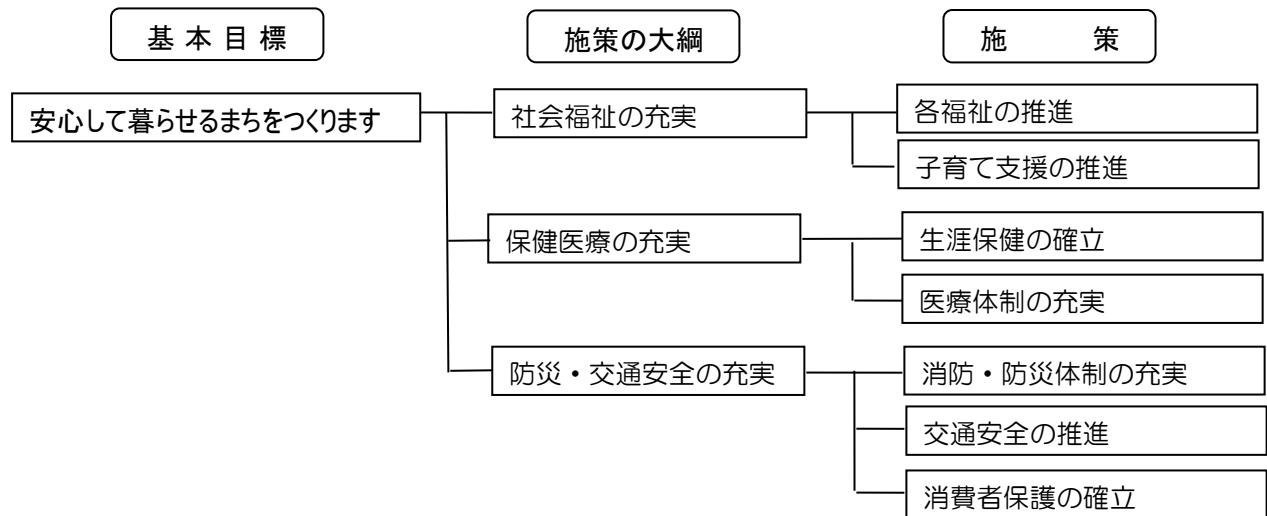
施策の大綱	施 策	主要事業例
農業の振興	生産基盤の整備・充実	農業基盤整備の推進
	経営安定化の推進	担い手農家の育成
		農産物のPR活動強化
		朝市の振興
商工業の振興	商業の振興	商工会との連携強化
	工業の振興	地場産業の育成・支援
		工業団地の整備
		優良企業の誘致
観光の振興	観光資源のネットワーク化	観光資源の連携強化
	観光交流の推進	観光PR活動強化
		新たなイベントの創出
行財政運営の効率化	効率的な行財政運営	職員の定員適正化計画策定
		事務処理のIT化推進 電算処理業務統合整備
		民間との協働
		職員研修の充実
		公共施設の適正管理
		自主財源の確保
	広域行政の推進	行政運営の効率化

○県への新規要望事業

施策の大綱	施 策	主要事業例
農業の振興	生産基盤の整備・充実	一般農道整備事業
		土地改良総合整備事業
		クレーク防災保全対策事業

基本目標

安心して暮らせるまちをつくります



施策の大綱

(1) 社会福祉の充実

住民が健康で幸せな生活を送るために、ともに支えあう暖かい社会づくりが求められています。

子どもや障害のある人、お年寄りまで安心して生活できるよう、施設やサービスの充実を図るとともに、住民意識の高揚やボランティア活動の支援に努めます。

また、保健・医療と連携した、優しさと思いやりのある社会福祉の充実に努めます。

①各福祉の推進

地域福祉については、地域が一体となりともに支えあう福祉社会の形成に向け、社会福祉協議会をはじめ、ボランティアグループや^{※1}CSOなどとの連携強化に努めます。

高齢者福祉については、高齢者が生きがいを持って暮らせるまちを実現させるため、老人保健福祉計画を策定し、その事業推進に努めるとともに、健康で豊かな知識と経験を持つ高齢者が積極的に社会進出できる環境づくりに努めます。

障害者福祉については、^{※2}ノーマライゼーションの基本理念に基づいた平等な社会づくりと安心して生活できる環境づくりのため、障害者計画を策定し、その事業推進に努めます。

※1 「CSO(Civil Society Organizations)」とは、NPO法人、住民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めた「住民社会組織」を指します。

※2 「ノーマライゼーション」とは、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

②子育て支援の推進

保健・医療・教育など幅広い分野との連携を図り、子育てがしやすい環境を実現するため、子育て支援計画（行動計画）を策定し、その事業推進に努めます。

また、保護者のさまざまな要求に対応できるよう保育事業の内容充実に努めます。

施策の大綱

（２）保健医療の充実

誰もが明るく健康的な生涯を過ごせるような、心と体づくりが求められています。

「自分の健康は自分でつくる」という健康管理意識のもと、社会福祉と密接な連携を図り、住民の健康づくりと保健予防体制の充実に努めます。

①生涯保健の確立

保健サービスに対する住民ニーズの多様化に対応するため、地域保健計画を策定し、その事業推進に努めます。

また、住民が個々に合った健康づくりを自ら実践できるよう、保健・福祉・医療との密接な連携による健康教育の充実を図り、生活習慣病などの予防医療に対する正しい知識の普及に努めます。

②医療体制の充実

誰もが安心して適切な医療が受けられるように、町内外医療機関との連携・強化に努めます。

施策の大綱

（３）防災・交通安全の充実

住民が安全で安心して暮らすには、生命・財産を守るための地域ぐるみの協力体制が求められています。

防災関係機関との連携を図りながら、意識の高揚や防災・消防・救急・防犯体制の確立と交通安全施設などの充実に努めます。

①消防防災体制の充実

防災に対する住民の意識の高揚を図るため、広報活動や定期的な防災訓練を実施するとともに、地域防災計画を策定し、その事業推進に努めます。

また、常備・非常備消防体制の強化に努めるとともに、各地域における消防施設・設備の充実に努めます。

②交通安全の推進

交通安全に対する意識の高揚を図るため、警察などの関係機関と連携し生涯を通じての教育・啓発活動の充実に努めます。

また、計画的な交通安全施設の点検、整備にも努めます。

③防犯・消費者保護の確立

複雑化する犯罪に対応するため、防犯設備の充実に努めるとともに、住民・関係機関・行政が連携し、犯罪に対する意識の高揚を高め、地域ぐるみで防犯体制の強化に努めます。

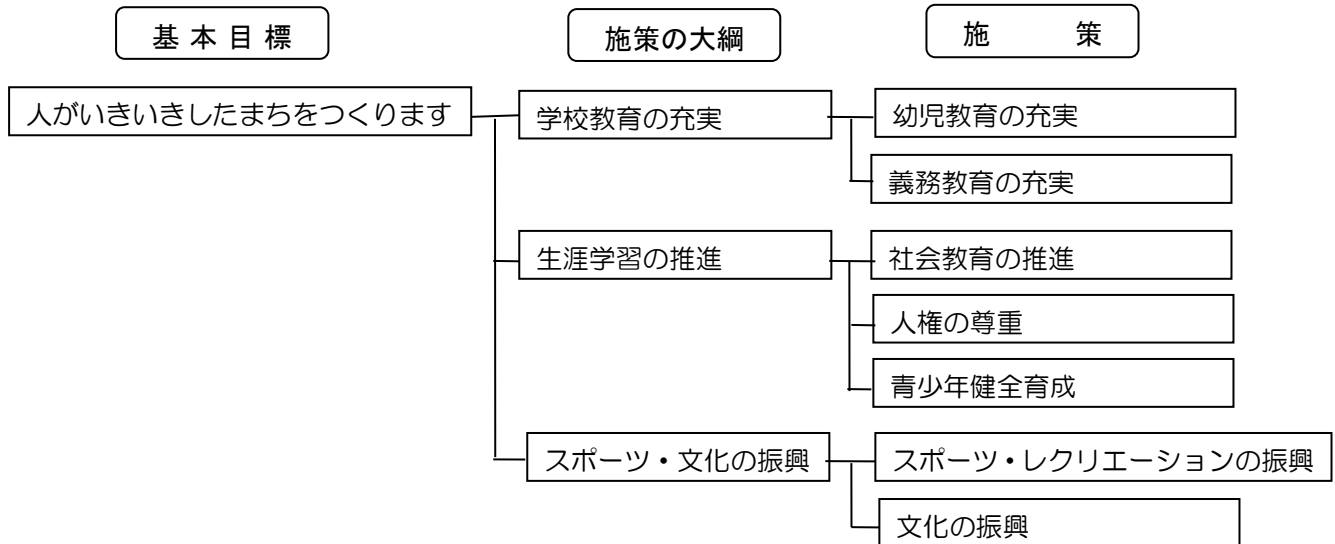
また、悪徳商法などから消費者を守るため、県などとの連携を図り、消費者保護対策を推進します。

○施策ごとの事業例

施策の大綱	施策	主要事業例
社会福祉の充実	各福祉の推進	各福祉計画の策定
		福祉関係団体への支援
	子育て支援の推進	子育て支援計画（行動計画）の策定
保健医療の充実	生涯保健の確立	地域保健計画の策定
		健康意識の向上
		各種健(検)診の充実
	医療体制の充実	救急医療体制の充実
防災・交通安全の充実	消防防災体制の充実	地域防災計画の策定
		防災設備の充実
	交通安全の推進	交通安全施設の整備
	防犯・消費者保護の確立	防犯設備の充実

基本目標

人がいきいきしたまちをつくります



施策の大綱

(1) 学校教育の充実

子どもたちの健やかな身体と精神・創造力・豊かな感性を養い、変化する時代の潮流に自ら対応できる「生きる力」をはぐくむ教育が求められています。

総合的な学習を通し、特色ある開かれた学校づくりの推進に向け、地域への学校情報の提供や地域の人材の活用に努めます。

① 幼児教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性を生かし心豊かに育てるため、家庭・地域・教育機関などが連携し、保護者の要求を踏まえた幼児教育の充実を推進します。

② 義務教育の充実

児童・生徒が心身ともに健やかに育つため、いじめや虐待、不登校問題の対応に努めるとともに、家庭・地域・学校が連携した情報の提供、相談・指導体制の強化など、地域全体で支える学校づくりに努めます。

また、国際化や情報化など社会の変化に順応できるよう、外国青年招致事業（ALT）や学校間交流事業を推進します。

さらに、学校施設については、必要に応じた施設の整備・改修に努め、教育環境の充実に努めます。

施策の大綱

(2) 生涯学習の推進

住民の生涯学習に対するニーズが高まっており、学習機会の充実と体系化が求められています。

個性や能力に応じた誰もがいつでも、気軽に学習できる、多様な生涯学習の形成に努めます。

①社会教育の推進

子どもからお年寄りまで、住民の学習意欲を促進させるため、地区公民館を有効活用し、各種教室・講座など学習の機会・内容を充実させるとともに、社会教育団体・指導者の育成に努めます。

②人権の尊重

人権を尊重する地域社会づくりをめざし、学校教育や社会教育などのあらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図ります。

③青少年健全育成

次代を担う青少年をいじめや非行から守り、想像力と自主性を持った、たくましい人間として成長できるよう、家庭・学校・地域などが連携し青少年の健全育成に努めます。

施策の大綱

(3) スポーツ・文化の振興

生涯にわたり、健康な生活を送り心豊かに暮らすため、気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツ活動の推進と芸術・文化に対するニーズに応える体制づくりが求められています。

住民誰もがスポーツ・レクリエーションに取り組める機会の充実に努めます。

また、優れた芸術・文化に触れる機会や活動の場を増やし、個性的な文化環境づくりに努めます。

①スポーツ・レクリエーションの振興

地域間交流や健康増進のため、各体育施設を有効活用したスポーツ・レクリエーションイベントの開催に努めます。

また、各種スポーツ団体への支援及び指導者の育成に努めます。

②文化の振興

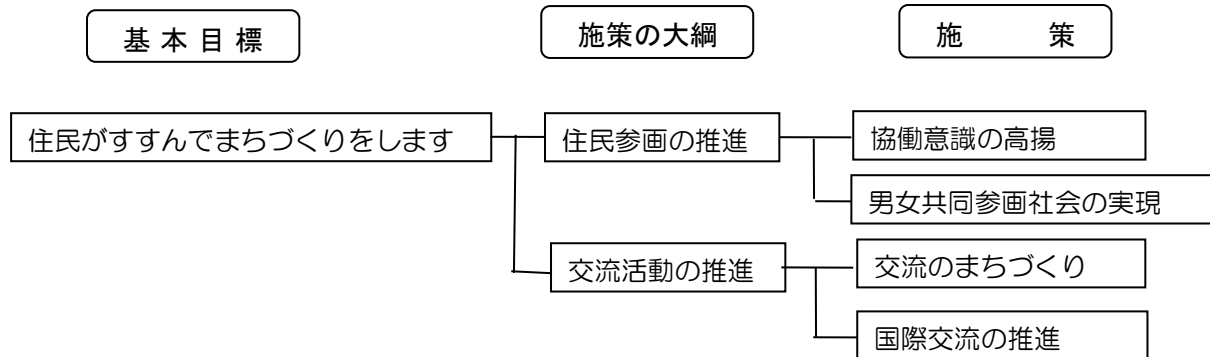
個性豊かな地域文化の振興を図るため、住民が文化・芸術に接する機会の充実に努めるとともに、文化団体への支援及び指導者の育成に努めます。

○施策ごとの事業例

施策の大綱	施策	主要事業例
学校教育の充実	義務教育の充実	学校施設の整備・改修
		外国青年招致事業
		学校間交流事業
生涯学習の推進	社会教育の推進	各種教室・講座の充実
		社会教育団体・指導者の育成
	人権の尊重	人権擁護の推進
	青少年健全育成	青少年育成団体の充実・強化
スポーツ・文化の振興	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーションイベントへの支援
	文化の振興	文化イベントへの支援

基本目標

住民がすすんでまちづくりをします



施策の大綱

(1) 住民参画の推進

新しいまちづくりは、行政主導ではなく、住民が自らの創意と工夫を結集して進めることが求められています。

住民への情報公開を進め、住民の自主的な活動を促進するとともに、男女がともに尊重しあい、あらゆる分野において能力や個性が十分発揮できる社会の実現をめざし、住民が主役のまちづくりに努めます。

①※¹協働意識の高揚

住民主役のまちを形成するために、ホームページや広報紙などを利用し、住民への情報提供を充実することで、まちづくり意識の高揚を図ります。

併せて、コミュニティ組織への支援やそれを支える指導者の育成・充実に努めます。

②男女共同参画社会の実現

男女が対等な立場でさまざまな分野に参画できるよう、男女共同参画計画を策定し、その事業推進に努めます。

※1 「協働」とは、まちづくりなど共通の課題や目的のために、住民と行政などが協力して取り組むことを意味します。

施策の大綱

(2) 交流活動の推進

新町は今後も、より一層の地域連携と町外との交流を深めることが求められています。

各地域の歴史文化を生かし、「人と人」との交流を促進するとともに、新たな交流資源を創出することで、さらなる内外交流活動の推進に努めます。

①交流のまちづくり

住民と行政が連携し、各地域の祭りなどを生かした新町全体でのイベントを創出することで、地域内の交流、さらには積極的な情報発信により地域外との交流を深め、『はつらつのびる交流新都』をめざします。

②国際交流の推進

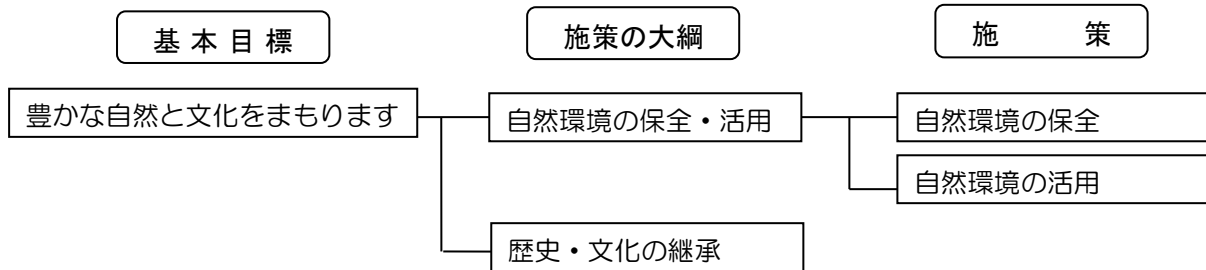
国際感覚あふれる人づくりに向け、国際交流事業・海外研修事業など海外に目を向けた事業を推進するとともに、受け皿となる組織の育成・充実に努めます。

○施策ごとの事業例

施策の大綱	施策	主要事業例
住民参画の推進	協働意識の高揚	地域活動等支援事業
		広報公聴の拡充
		情報公開の推進
	男女共同参画社会の実現	男女共同参画計画の策定
交流活動の推進	交流のまちづくり	交流イベントの創出
	国際交流の推進	各種国際交流事業

基本目標

豊かな自然と文化をまもります



施策の大綱

(1) 自然環境の保全・活用

身近な自然が減少するなか、この地域の豊かな自然を保全していくことが求められています。

自然と人との共生を図るため、自然愛護に対する意識の啓発や住民が保護活動へ積極的に参加できる仕組みをつくり、住民・企業・行政が一体となり河川などの清掃や植樹・緑化など自然環境の保全に努めます。

①自然環境の保全

自然環境保全に対する啓発活動などにより環境意識の高揚を図り、住民・企業・行政が連携した環境美化活動を推進します。

また、多面的な機能を有している森林の維持管理を促進するとともに、河川改修の早期完了を関係機関に要請します。

②自然環境の活用

住民が自然に親しみ楽しむことができるよう、山間地の緑や河川などを生かしたイベントの創出により、自然環境を生かした交流を促進します。

施策の大綱

(2) 歴史・文化の継承

今日まで受け継がれてきた、歴史・文化遺産を住民の共通財産として広く伝えていくことが求められています。

地域固有の貴重な歴史的文化遺産の保存・研究・活用を図るとともに、住民に対する啓発を推進し、次世代に継承します。

○施策ごとの事業例

施策の大綱	施 策	主要事業例
自然環境の保全・活用	自然環境の保全	環境美化活動の推進
歴史・文化の継承		有形・無形文化財の保護事業

○新町における佐賀県事業の推進

新町は、本計画に掲げられた県事業の実施が図られるよう、事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

施策の大綱	施策	主要事業例
交通網の整備	道路網の整備	〔一般国道〕
		国道264号市武特定交通安全施設等整備事業
		〔主要地方道〕
		北茂安三田川線交通安全施設等整備事業
		諸富西島線地域振興特別道路整備事業
		〔一般県道〕
		坊所城島線地域振興特別道路整備事業
		神埼北茂安線地域振興特別道路整備事業 中原鳥栖線地域振興特別道路整備事業
情報通信体制の充実		公共ネットワーク整備事業
農業の振興	生産基盤の整備・充実	かんがい排水事業
		筑後川下流用水事業
		クリーク防災機能保全対策事業
スポーツ・文化の振興	スポーツ・レクリエーションの振興	県民体育大会
		佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭
自然環境の保全・活用	自然環境の保全	広域基幹河川改修事業 (切通川、寒水川、通瀬川)

結 び

住民が望むまちづくり

新町の建設計画策定にあたり、3町の住民へのアンケート調査を実施しました。

その結果、望まれるまちづくりとしては、「安全で住みやすいまち」、「高齢者や障害者など全ての人が安心して暮らせる福祉のまち」、「保育所・幼稚園・学校が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち」への割合が高く、優先して行うべき施策としては、「雇用機会の創出」、「下水道の整備」、「環境対策の充実」への割合が高くなっています。

このアンケート調査結果を尊重し、住民の声を施策に反映した効率的なまちづくりをめざします。

V 公共的施設の適正配置と整備

V 公共的施設の適正配置と整備

公共施設に関しては、住民生活に急激な影響を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実情や新町全体のバランス、財政状況などを考慮しながら、逐次、検討・整備に努めます。

VI 財政計画

VI 財政計画

1. 前提条件

本計画は、合併後の平成 17 年度から平成 36 年度（2024 年度）までの 20 年間について、歳入、歳出の項目ごとに過去の実績等をもとに、普通会計ベースで策定したものです。

人件費及び物件費の削減等、期待される合併の効果に加え、既存施設の有効活用及び民間活力の導入等も図りながら、一般財源の節減に努め、新町において健全な財政運営がなされるよう十分留意することとしています。

計上した施策（主要事業）については、合併後、緊急性・効果等を勘案し、新町において策定する実施計画に従い事業の実施を図っていくこととします。

2. 歳入

(1) 地方税

地方税については、平成 16 年度予算額を基準とし、制度改正、特殊要因、今後の経済の見通しを踏まえ算定しています。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、平成 16 年度予算額を基準とし、今後の経済の見通し等を踏まえ算定しています。

(3) 地方交付税

地方交付税については、平成 16 年度予算額を基準とし、今後予測される交付税の減額を見込む一方、普通交付税の算定の特例（合併算定替）、合併特例債借入に伴う普通交付税措置、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、新たなまちづくり等への財政措置を見込み算定しています。

(4) 各種交付金

各種交付金については、平成 16 年度予算額を基準とし、過去の実績等を踏まえ算定しています。

(5) 分担金及び負担金、使用料及び手数料

分担金及び負担金、使用料及び手数料については、平成 16 年度予算額を基準とし、今後の各種手数料の適正化による増減分を見込み算定しています。

(6) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、平成 16 年度予算額を基準とし、過去の実績及び今後の推移を見込み算定しています。

また、合併に伴う財政支援を国庫支出金については 3 年間、県支出金については 5 年間見込み算定しています。

(7) 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するために基金からの繰入を見込み算定しています。

(8) 諸収入

諸収入については、平成 16 年度予算額を基準とし、過去の実績等を踏まえ算定しています。

(9) 地方債

地方債については、新町建設計画における主要事業の実施に向け、後年度の財政負担を考慮しながら合併特例債及び通常の地方債を活用することとして算定しています。

3. 歳 出

(1) 人件費

人件費については、一般職の定数の適正化、合併に伴う特別職の減少などを見込み算定しています。

(2) 扶助費

扶助費については、平成 16 年度予算額を基準とし、各世代別の人口の推移を考慮し算定しています。

(3) 公債費

公債費については、合併年度までの地方債に係る償還見込額に、合併後の新町建設計画における主要事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(4) 物件費

物件費については、平成16年度予算額を基準とし、合併により可能となる経費の節減、民間活力の導入による増減分を見込み算定しています。

(5) 維持補修費

維持補修費については、平成16年度予算額を基準とし、過去の実績等を踏まえ算定しています。

(6) 補助費等

補助費等については、過去の実績等を考慮するとともに、合併に伴う事務事業の調整等による増減分を見込み算定しています。

(7) 積立金

積立金については、新町の振興を図るための「合併市町村振興基金」への積立等を見込み算定しています。

(8) 繰出金

繰出金については、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道特別会計等への繰出金を見込み算定しています。

(9) 投資的経費（普通建設事業費）

投資的経費については、新町建設計画における主要事業を実施するための所要の額を見込み算定しています。

○ 国、県の財政的支援策

① 普通交付税算定の特例

合併後 10 年間は合併をしなかったものとして計算した普通交付税の全額が保障され、その後 5 年間で段階的に縮減されます。

② その他の財政的支援策

【国の支援策】（3 町の場合）

項 目	内 容	限度額
合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置 （合併特例債）	合併後 20 年間は新町建設計画に基づく特に必要な事業に対し合併特例債を充当（充当率 95%、元利償還金のうち 70%を普通交付税措置）	122.1 億円
合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置 （合併特例債）	旧町単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し、合併特例債を充当（充当率 95%、元利償還金のうち 70%を普通交付税措置）	17.2 億円
合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	合併後、5 年間にわたり均等に普通交付税措置	3.0 億円
合併市町村補助金	合併後、3 年間定額補助	3.3 億円
新たなまちづくり等への財政措置	合併後 3 年間にわたり特別交付税措置	7.0 億円

【県の支援策】（3 町の場合）

項 目	内 容	限度額
合併市町村交付金	合併後 5 年間で限度とする交付金	6.0 億円

財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	(2005年度)	(2006年度)	(2007年度)	(2008年度)	(2009年度)	(2010年度)	(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)
地方税	2,291	2,355	2,640	2,685	2,584	2,554	2,584	2,548	2,556	2,587
地方譲与税	224	328	122	119	112	111	109	102	96	93
地方交付税	3,221	3,176	3,125	3,339	3,482	3,620	3,865	3,791	3,852	3,874
各種交付金	426	369	332	322	313	318	298	278	299	331
分担金及び負担金	114	141	173	186	185	227	241	180	200	204
使用料及び手数料	271	273	265	265	257	219	215	212	196	207
国庫支出金	489	429	460	583	1,314	944	807	739	1,151	1,199
県支出金	596	598	623	521	640	1,000	906	906	819	653
財産収入	132	56	20	16	112	44	64	97	46	67
繰入金	506	150	492	311	295	197	276	148	288	488
繰越金	353	254	243	200	358	371	449	420	237	288
諸収入	292	241	195	277	399	327	258	254	280	193
地方債	608	859	827	1,315	1,029	2,317	822	1,070	2,282	1,440
歳入合計	9,523	9,229	9,517	10,139	11,080	12,249	10,894	10,745	12,302	11,624

(単位：百万円)

区 分	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
地方税	2,562	2,635	2,694	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653
地方譲与税	91	87	88	93	93	93	93	93	93	93
地方交付税	3,859	3,861	3,860	3,832	3,660	3,623	3,528	3,461	3,450	3,423
各種交付金	533	480	511	516	511	506	506	506	506	506
分担金及び負担金	210	196	203	271	212	212	212	212	254	254
使用料及び手数料	223	260	258	297	293	294	293	294	248	249
国庫支出金	1,509	1,235	1,965	1,285	1,735	2,413	1,943	1,343	1,326	1,341
県支出金	748	783	1,994	899	895	915	931	955	981	983
財産収入	78	53	109	34	19	19	19	19	19	19
繰入金	819	2,124	5,382	9,947	4,377	4,032	3,809	3,763	4,235	3,722
繰越金	319	409	706	1,558	0	0	0	0	0	0
諸収入	1,148	1,712	7,478	9,222	3,199	3,199	3,199	3,199	3,195	3,195
地方債	3,554	2,591	1,774	1,708	1,646	1,952	558	404	420	402
歳入合計	15,653	16,426	27,022	32,315	19,293	19,911	17,744	16,902	17,380	16,840

(平成 17～29 年度：決算額、平成 30 年度：決算見込額、平成 31～36 年度：計画額)

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	(2005年度)	(2006年度)	(2007年度)	(2008年度)	(2009年度)	(2010年度)	(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)
人件費	2,473	2,321	2,326	2,212	2,217	2,060	2,039	1,879	1,750	1,760
扶助費	611	621	672	691	720	1,149	1,170	1,265	1,360	1,511
公債費	1,085	1,117	1,195	1,195	1,178	1,113	1,190	1,154	1,184	1,279
物件費	843	818	839	795	1,034	1,115	1,204	1,008	1,025	1,169
維持補修費	24	22	31	28	32	32	54	62	61	78
補助費等	1,594	1,639	1,817	1,719	2,067	1,656	1,591	1,529	1,540	1,566
積立金	903	128	109	358	635	1,006	923	846	886	708
貸付金	0	0	0	1	6	5	5	5	5	5
繰出金	1,034	1,010	1,146	1,105	1,196	1,229	1,257	1,279	1,268	1,345
投資の経費	702	1,310	1,182	1,677	1,624	2,434	1,041	1,481	2,936	1,884
歳出合計	9,269	8,986	9,317	9,781	10,709	11,799	10,474	10,508	12,015	11,305

(単位：百万円)

区 分	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
人件費	1,763	1,759	1,786	1,996	1,961	1,741	1,659	1,621	1,593	1,535
扶助費	1,659	1,872	2,017	2,168	2,229	2,445	2,545	2,698	2,740	2,863
公債費	1,304	1,554	1,629	1,547	1,605	1,639	1,647	1,613	1,602	1,420
物件費	1,490	2,106	4,603	8,027	3,008	2,954	3,031	3,032	3,093	2,975
維持補修費	97	82	88	88	88	88	88	88	88	88
補助費等	1,681	1,590	1,598	1,725	1,865	1,874	1,893	1,883	1,936	1,665
積立金	3,088	2,031	7,918	11,361	3,362	3,533	3,468	3,419	3,342	3,810
貸付金	5	5	25	6	5	5	5	5	5	5
繰出金	1,494	1,615	1,552	1,602	1,581	1,593	1,638	1,648	1,844	1,669
投資の経費	2,662	3,107	4,248	3,795	3,589	4,039	1,770	895	1,137	810
歳出合計	15,243	15,721	25,464	32,315	19,293	19,911	17,744	16,902	17,380	16,840

(平成17～29年度：決算額、平成30年度：決算見込額、平成31～36年度：計画額)